

重点 4 飲酒運転の根絶

運転者は

- 飲酒運転は、刑事、行政及び民事上の厳しい責任を伴う犯罪であることを自覚し、「飲酒運転は絶対にしない。」という強い意志をもちましょう。
- 二日酔いで運転すれば、飲酒運転になることを自覚し、翌朝に運転予定がある場合は、飲酒を控えましょう。

家庭・地域・職場では

- 日頃から飲酒運転の悪質・危険性や飲酒運転事故の悲惨さを話し合い、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。
- 飲酒運転をしないための職場内検討会を行ったり、朝の出発時にアルコールチェッカー等を利用するなど、職場ぐるみで飲酒運転の根絶に取り組み、規範意識を高めましょう。
- 「飲酒運転追放三不運動（酒を飲んだら運転しない、運転前には酒を飲まない、運転者には酒を出さない）」を実践しましょう。



関係機関・団体では

各種メディアを活用して、ハンドルキーパー運動の推進や飲酒者への車両提供禁止、運転者への酒類提供禁止、飲酒者が運転する車両への同乗禁止などの「飲酒運転周辺三罪」をはじめとした飲酒運転根絶についての広報啓発活動を展開しましょう。

県下統一行事

4月8日(月)	広報活動強化 街頭指導活動強化の日	歩行者やドライバーに交通安全運動への積極的な参加を呼びかけます。登下校指導をはじめ、自転車利用者へのマナー遵守、高齢者の歩行中における危険行動、シートベルト着用等について街頭指導を強化します。
4月10日(水)	交通事故死ゼロを目指す日	住民一人ひとりが交通事故に注意して行動するよう呼びかけます。
4月12日(金)	飲酒運転根絶啓発強化の日	飲酒運転の禁止及び飲酒運転周辺三罪の周知徹底など、飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を強化します。
4月15日(月)	街頭指導活動強化の日	登下校指導をはじめ、自転車利用者へのマナー遵守、高齢者の歩行中における危険行動、シートベルト着用等について街頭指導を強化します。

平成25年長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

スローガン

気をつけて！
あおになつても
右左

特別広報

- * 脇見・ぼんやり運転の防止
- * 夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯



主唱 長崎県交通安全推進県民協議会

平成25年 春の全国交通安全運動

実施要綱

実施期間 4月6日(土)▶4月15日(月)



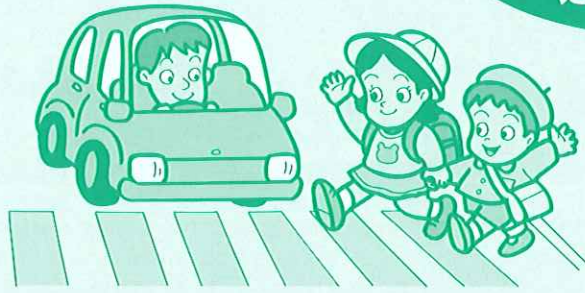
交通安全図画最優秀作品(平成24年度知事賞)
長崎市立高尾小学校1年(当時)

平山 奏音美 さんの作品

重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

運動の目的



本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

重点

1

子どもと高齢者の交通事故防止

高齢者は

- 高齢運転者は、身体機能の衰えを自覚してゆとりある運転に努め、警察や自治体が開催する交通安全講習会に積極的に参加しましょう。
- 車の運転に不安を感じ始めたときは、交通事故の加害者や被害者となる前に運転免許証の返納を検討しましょう。
- 70歳以上の運転者は、「高齢運転者マーク」をつけて運転しましょう。
- 高齢歩行者は、夜間、早朝、薄暮などに外出する際には、明るい服装や反射材用品を身に付けるなど、運転者から見えやすい服装に心掛けましょう。



運転者は

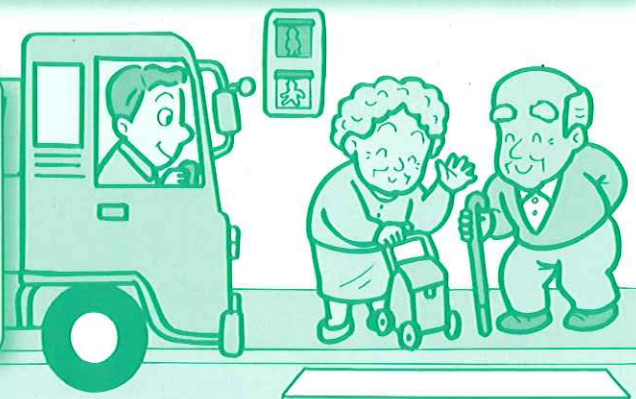
- 歩いている子どもや高齢者の近くを通過するときは、減速、徐行するなど「思いやり」のある運転に心掛けましょう。
- 「高齢運転者マーク」の付いた車に対しては、幅寄せ、無理な追い越しなどをせず、「思いやり・ゆずりあい運転」に心掛けましょう。

家庭・学校・地域・職場では

- 身近で起きた子どもや高齢者の交通事故について話し合い、交通安全の意識を高めましょう。
- 高齢者が夜間、早朝、薄暮などに外出する際や、子どもの帰宅が遅くなるときなどには、車に注意するよう声を掛けたり、明るく目立つ服装や反射材用品を身に付けるよう促しましょう。

関係機関・団体では

- 高齢歩行者や子どもが多く利用する地域での保護・誘導活動を徹底し、安全な通行を確保するための交通安全総点検を行いましょう。
- 高齢者の交通事故実態を踏まえ、交通事故抑止効果の高いイベントや広報啓発活動を進めましょう。



重点

2

自転車の安全利用の推進



自転車利用者は

- 歩道通行時は、徐行するなどして歩行者を保護しましょう。
- 信号の遵守、確実な一時停止、左右の安全確認を徹底しましょう。
- 無灯火、二人乗り、傘さしや携帯電話を使用しながらの乗用はやめましょう。

家庭・学校・地域・職場では

- 「自転車安全利用五則」など自転車の正しいルールについて指導しましょう。
- 子どもが自転車に乗るときは、ヘルメットを着用させましょう。
- 職場の朝礼等を利用して自転車利用中に多い出会い頭や接触事故等の身近な事例を挙げて指導しましょう。

関係機関・団体では

- 交差点等自転車と歩行者が交錯する場所において自転車利用者に対する指導を実施しましょう。
- 自転車利用者に参加・体験型交通安全教室等を実施し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図りましょう。

自転車安全利用 5則

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ★飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ★夜間はライトを点灯
 - ★交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

重点

3

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

運転者・同乗者は

- 発進前のシートベルトとチャイルドシートの全席着用確認や着用後の発進を実践しましょう。
- 6歳未満の子どもを乗車させる場合は、体格に合ったチャイルドシートを座席にしっかりと固定し、正しく使用しましょう。

家庭・学校・地域・職場では

- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用を習慣づけましょう。
- 出勤・退社時に、シートベルト着用の確認を行うなど、各事業所において後部座席を含めた全席での着用の徹底を図りましょう。

関係機関・団体では

- 各種キャンペーンや交通安全教育等を通じて、全ての座席のシートベルト等の着用義務や着用効果について周知を図りましょう。

